

担当	滋賀労働局労働基準部 監督課長 嶋田 憲嗣 地方労働基準監察監督官 吉村 賢一 専門監督官 倉橋 隆成 (電話) 077 - 522 - 6649
----	---

「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

～11月は「過労死等防止啓発月間」です～

厚生労働省では、平成28年11月22日(火)に「過労死等防止対策推進シンポジウム」(滋賀会場)を開催します。

過労死等防止対策推進法では、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。また、同法に基づく「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(平成27年7月24日閣議決定)では、過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携してシンポジウムを開催することとしています。

このシンポジウムは、過労死等の防止の重要性について、広く国民に周知を図るものです。

【シンポジウムの概要】

- 1 日 時：平成28年11月22日(火) 18:30～20:30(受付18:00～)
- 2 会 場：草津商工会議所 コミュニティホール(草津市大路2-11-51)
- 3 定 員：80名(参加無料)
- 4 主 催：厚生労働省
後 援：滋賀県、滋賀県市長会、滋賀県町村会、滋賀弁護士会
協 力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、
過労死弁護団全国連絡会議、働くもののいのちと健康を守る滋賀県センター

5 主な内容

- (1) 開催挨拶：滋賀労働局労働基準部長 藤中 基之
- (2) 基調講演：「長時間労働の現状と過労死防止法の課題」
森岡 孝二 氏(関西大学名誉教授、過労死防止学会 代表幹事)
- (3) 講 演：「過労死防止法の今後の課題」(仮題)
古川 拓 氏(過労死弁護団全国連絡会議 弁護士)

6 参加申込み

Webからの申込みは下記HPをご覧ください。また、FAXでの申込みも可能です。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

申込み先：株式会社プロセスユニーク

TEL 052-934-7202 FAX 052-915-1523

本シンポジウムは取材可能です。取材をご希望の場合は、事前に株式会社プロセスユニーク(TEL:052-914-1374 担当:宮本)へご連絡をお願いします(ご連絡がなくても当日の取材は可能ですが、対応できる範囲となります。)